

# 事業進捗管理表(ポイント)

平成30年10月31日



# 1. 業務グループ関係

## 被扶養者の再確認業務

被扶養者資格の確認書の提出率  
平成30年度目標 92.0%

加入者数に基づいて各保険者の高齢者医療制度への拠出金が算定されることから、被扶養者数を適正に把握するとともに無資格受診の防止を図る。

### 【実施状況】

平成30年度9月末時点 提出率	平成30年度9月末時点 提出事業所数	対象事業者数 (対象被扶養者数)	最終提出率起算日
83.3%	9,978事業所	11,978事業所 (73,316人)	平成30年11月16日

### 【平成30年度未提出事業所への対策】

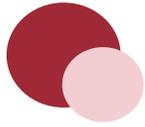
平成30年10月16日に未提出事業所1,947事業所に対して、督促文書を送付するとともに、「被扶養者リスト」の再作成を希望する場合のFAX 依頼票を同封した。

### 《参考》

平成29年度9月末提出率:89.2% 最終提出率(提出事業所数):91.3%(10,645事業所) 最終提出率起算日:平成29年10月31日  
平成29年度実施結果(全国) 削除人数:約7.6万人 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額):約18.4億円

## 善通寺窓口の縮小

9月より開設日を月曜日・木曜日の週2日に変更した。  
開設日以外に来訪されるお客様も10名/日程度いるが、トラブル等は発生していない。



## 2. レセプトグループ関係

### レセプト内容点検業務

#### 【背景・目的】

日本の医療費は高齢化の伸展、医療技術の高度化および高額薬剤の登場などにより、近年年間1兆円ずつ増加しており、現在の医療保険制度を長期にわたり安定的に運営するためには、医療費の約9割を占めている診療報酬の適正化を図る必要がある。

#### 【取り組み】

医療の専門的知識のある点検員によるレセプト(診療報酬明細書)請求の適正化を図るとともに以下の取り組みを実施している。

- ・点検員のスキルアップ研修(診療報酬の改定内容等)
- ・社会保険診療報酬支払基金との連携、他支部事例の共有による点検手法の確立
- ・システムの自動点検機能強化による効率性の向上

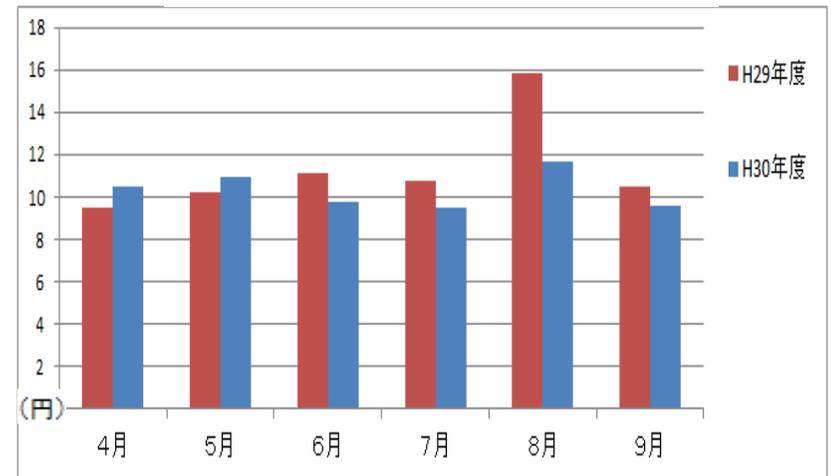
#### 【課題】

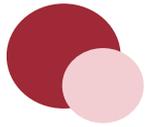
- ・点検員のスキルの向上を図り、能力格差を縮小する。

#### 【成果】

第2四半期まで		4月	5月	6月	7月	8月	9月
29年度	査定金額 (千円)	3,676	3,954	4,258	4,196	6,098	4,046
	加入者一人あたりの査定効果額 (円/人)	9.5	10.2	11.1	10.8	15.8	10.5
30年度	査定金額 (千円)	4,094	4,224	3,789	3,678	4,534	3,705
	加入者一人あたりの査定効果額 (円/人)	10.5	10.9	9.8	9.5	11.7	9.6

【加入者一人あたりの査定効果額の推移】





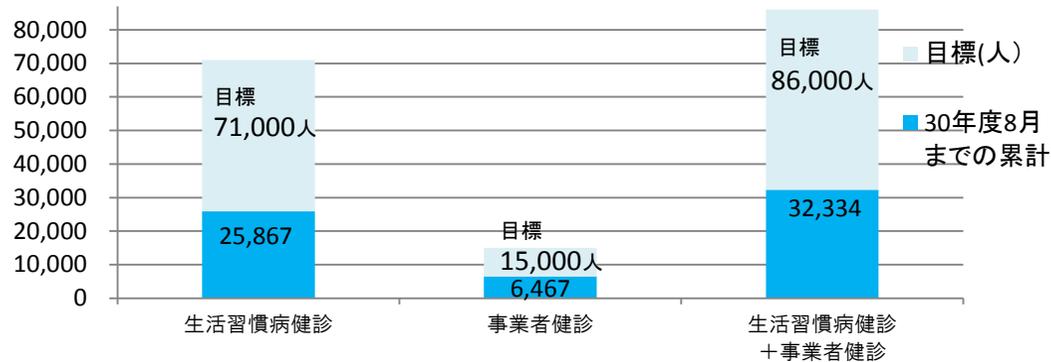
# 3. 保健グループ関係

## 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

香川支部は、全国と比べて特定健診実施率が低い。

### 1. 健診受診者数

#### [被保険者]



#### ○取り組み状況

事業者健診を県下で最も多く受託している香川労働基準協会に事業主の同意勧奨を委託し、健診データの取得を推進している。

#### [被扶養者]



#### ○取り組み状況

より多くの方に受診していただくよう加入者の特性やニーズに配慮した集団健診(県下24会場)を計画。

- ・がん検診、歯科健診と同時実施
- ・夜間健診
- ・瓦町フラッグ、サンメッセ香川等交通至便の会場
- ・無料オプション検査  
(糖化度測定・骨健康度測定・血管推定年齢測定)

### 2. 今後の取り組み

- ①生活習慣病予防健診の案内はこれまで事業所宛てに送付していたが、効果を高める目的で未受診者個人宛てに送付する。
- ②健診機関の少ない東讃地域や離島等で、検診車を活用した集団健診により、受診機会を提供する。
- ③長く健診を受けていない被扶養者(生活習慣病治療中を除く)に対し、特定健診の案内を送付する。



## 4. 企画総務グループ関係

### 健康経営(コラボヘルスの推進)

#### 【背景・目標】

平成28年度より実施している「事業所まるごと健康宣言」事業について、より多くの事業所が健康宣言し健康経営に取り組んで頂けるよう平成30年度より内容を見直し、職員が宣言事業所を訪問し取り組み状況の確認、サポートを行う。

- ◆ 新規宣言事業所数目標 120社(年間)
- ◆ 健康経営優良法人認定(日本健康会議)事業所を毎年10事業所以上(2018年は協会けんぽ加入事業所7社が認定)

#### 【取り組み】

- ・「営業マン・ウーマン」の取り組み  
6月～9月に全職員が事業所訪問を実施。また、健康経営の勧奨及び健康経営優良法人認定制度についても説明する。
- ・生命(損保)保険会社との連携  
5事業者と覚書を締結し「事業所まるごと健康宣言」事業の周知、広報等に関して協力を得る。
- ・「健康経営優良法人認定2019」の案内の送付及び説明  
健康宣言事業所に申請案内を送付する。  
経済産業省による健康経営優良法人2019(中小規模法人部門)説明会、香川経済同友会の勉強会において健康宣言について講演する。

#### 【課題・今後の取り組み等】

事業所訪問勧奨については、限られた人員での対応となることから、新規宣言勧奨または宣言事業所へのフォローアップのどちらを重視するかを検討し対応せざると得ないと考え。関係団体等との協定を活用し、企業の同業種団体や組合等の研修会、経営者が参加される会議等の場において健康経営(健康宣言)について説明することで、宣言事業所の普及拡大に取り組む。

